

令和3年瀬戸市議会9月定例会提出予定議案等の概要

1 条例及び単行議案関係

第57号議案	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
担当課・係名	行政課 法務管理係
1 条例制定の理由	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係条例中所要の事項を整理するもの
2 条例制定の概要	<p>(1) 本条例で改正の対象となる条例</p> <p>ア 瀬戸市個人情報保護条例</p> <p>イ 瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p> <p>(2) 主な内容</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条（特定個人情報の提供の制限）の各号に号ずれが生じることに伴い、(1)に掲げる条例において引用している号を改める。</p> <p>※ 条例の内容に変更は生じない。</p> <p>(3) 施行期日等</p> <p>公布の日</p>
3 条例制定に係る根拠法令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

第58号議案	南・東庁舎空調設備更新工事請負契約の締結について
担当課・係名	行政課 法務管理係
1	<p>議案提出の理由</p> <p>南・東庁舎空調設備更新工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるもの</p>
2	<p>議案の概要</p> <p>(1) 契約金額 292,380,000円</p> <p>(2) 工事場所 瀬戸市追分町64番地の1</p> <p>(3) 工事概要</p> <p>ア 工事箇所 瀬戸市役所南庁舎及び東庁舎</p> <p>イ 工事内容 空調機器を更新する工事一式 南庁舎 ガス吸収冷温水機2基（一部ガスヒートポンプ） 東庁舎 ガス吸収冷温水機2基</p> <p>(4) 工 期 本契約日の翌日から令和5年2月28日</p> <p>(5) 契約の相手方 瀬戸市弁天町83番地 瀬戸ガス水道株式会社</p>
3	<p>議案提出に係る根拠法令</p> <p>議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第2条</p>

第59号議案	押印を求める手続の見直しのための関係条例の整備に関する条例の制定について
担当課・係名	人事課 人事給与係 行政委員会事務局
1	<p>条例制定の理由</p> <p>行政手続における押印原則の見直しに伴い、関係条例中所需の規定を整備するもの</p>
2	<p>条例制定の概要</p> <p>(1) 本条例で改正の対象となる条例</p> <p>ア 職員のサービスの宣誓に関する条例</p> <p>イ 瀬戸市固定資産評価審査委員会条例</p> <p>(2) 主な内容</p> <p>ア 職員のサービスの宣誓に関する条例 宣誓書への押印を廃止する。</p> <p>イ 瀬戸市固定資産評価審査委員会条例 審査申出書等の書面への押印を廃止する。</p> <p>(3) 施行期日等</p> <p>公布の日</p>
3	<p>条例制定に係る根拠法令</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項</p>
4	<p>条例制定に伴う影響、効果等</p> <p>本市では、国からの通知等を踏まえ、令和3年9月末を目途とし、申請書等への押印を廃止することを原則として見直しを進めており、この度、条例で規定されている押印手続を廃止するため、議案として提案するもの。</p>

第60号議案	瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について										
担当課・係名	市民課 市民係										
1	<p>条例改正の理由</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例中所要の事項を改正するもの</p>										
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>条例中個人番号カードの再交付手数料の項を次のとおり削る。</p> <table border="1" data-bbox="320 629 1366 797"> <thead> <tr> <th colspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人番号カードの再交付手数料</td> <td>1件につき800円</td> <td><削除></td> <td><削除></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 改正後は、市長が地方公共団体情報システム機構から委託を受けて、再交付手数料（800円）を徴収する。</p> <p>※ この改正による、窓口における手続等に変更は生じない。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>令和3年9月1日</p>			改正前		改正後		個人番号カードの再交付手数料	1件につき800円	<削除>	<削除>
改正前		改正後									
個人番号カードの再交付手数料	1件につき800円	<削除>	<削除>								
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）</p>										
4	<p>条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>（参考）</p> <p>令和2年度再交付手数料実績</p> <p>128件（800円／件） 102,400円</p>										

第 6 1 号議案	高規格救急自動車（救急 5 号車）及び高度救命処置用資器材の買入れについて
担当課・係名	消防課 庶務グループ
1 議案提出の理由	高規格救急自動車（救急 5 号車）及び高度救命処置用資器材の買入れに当たり、議会の議決を求めるもの
2 議案の概要	<p>(1) 買入物件 高規格救急自動車（救急 5 号車）及び高度救命処置用資器材</p> <p>(2) 設備内容 高規格救急自動車（四輪駆動） 高度救命処置用資器材（気道確保用資器材、自動体外式除細動器及び血糖測定器） 感染症対応資器材（ストレッチャー取付式簡易アイソレーター、オゾン発生装置及びサーマルカメラ）</p> <p>(3) 買入価額 35,860,000円</p> <p>(4) 買入先 名古屋市熱田区桜田町20番34号 愛知日産自動車株式会社</p>
3 議案提出に係る根拠法令	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第3条
4 議案提出に伴う影響、効果等	現在配備している高規格救急自動車を耐用年数経過に伴い更新し、引き続き救急活動を推進していく。

第 6 2 号議案	瀬戸市子ども医療費助成条例の一部改正について
担当課・係名	国保年金課 医療福祉係
<p>1 条例改正の理由</p> <p>民法の一部改正に伴い、並びに瀬戸市心身障害者医療費助成条例、瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例及び瀬戸市精神障害者医療費助成条例との整合性を図るため、条例中所要の事項を改正するもの</p>	
<p>2 条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられることに伴い、該当関係条文を改める。</p> <p>イ 助成の要件、助成の範囲、助成の方法等について、関係条文の文言を整理する。</p> <p>※助成の要件、手続等に変更は生じない。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を改正し、施行期日を公布の日及び令和 4 年 4 月 1 日とする。</p>	
<p>3 条例改正に係る根拠法令</p> <p>(1) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 4 条</p> <p>(2) 瀬戸市中心身障害者医療費助成条例（昭和 48 年瀬戸市条例第 26 号）</p> <p>(3) 瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例（昭和 53 年瀬戸市条例第 32 号）</p> <p>(4) 瀬戸市精神障害者医療費助成条例（平成 15 年瀬戸市条例第 16 号）</p>	
<p>4 条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>（参考）</p> <p>子ども医療受給状況（令和 2 年度）</p> <p>(1) 受給者数 25, 140 人</p> <p>(2) 受給件数 206, 988 件</p> <p>(3) 支給額 492, 943 千円</p>	

第 6 3 号議案	瀬戸市心身障害者医療費助成条例の一部改正について
担当課・係名	国保年金課 医療福祉係
1 条例改正の理由	瀬戸市子ども医療費助成条例の一部改正に当たり、同条例、瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例及び瀬戸市精神障害者医療費助成条例との整合性を図るため、条例中所需の事項を改正するもの
2 条例改正の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>改正後の瀬戸市子ども医療費助成条例の条文に合わせ、心身障害者医療の受給資格者に係る規定を整理する。</p> <p>※受給資格者、手続等に変更は生じない。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所需の事項を改正し、施行期日を公布の日とする。</p>
3 条例改正に係る根拠法令	<p>(1) 瀬戸市子ども医療費助成条例（昭和 4 8 年瀬戸市条例第 1 2 号）</p> <p>(2) 瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例（昭和 5 3 年瀬戸市条例第 3 2 号）</p> <p>(3) 瀬戸市精神障害者医療費助成条例（平成 1 5 年瀬戸市条例第 1 6 号）</p>
4 条例改正に伴う影響、効果等	<p>(参考)</p> <p>心身障害者医療受給状況（令和 2 年度）</p> <p>(1) 受給者数 1, 4 1 1 人</p> <p>(2) 受給件数 3 4, 6 9 7 件</p> <p>(3) 支給額 2 1 9, 1 9 0 千円</p>

第 6 4 号議案	瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例の一部改正について
担当課・係名	国保年金課 医療福祉係
1 条例改正の理由	瀬戸市子ども医療費助成条例の一部改正に当たり、同条例、瀬戸市心身障害者医療費助成条例及び瀬戸市精神障害者医療費助成条例との整合性を図るため、条例中所要の事項を改正するもの
2 条例改正の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>改正後の瀬戸市子ども医療費助成条例の条文に合わせ、母子・父子家庭等医療の受給資格者に係る規定を整理する。</p> <p>※受給資格者、手続等に変更は生じない。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を改正し、施行期日を公布の日とする。</p>
3 条例改正に係る根拠法令	<p>(1) 瀬戸市子ども医療費助成条例（昭和 4 8 年瀬戸市条例第 1 2 号）</p> <p>(2) 瀬戸市心身障害者医療費助成条例（昭和 4 8 年瀬戸市条例第 2 6 号）</p> <p>(3) 瀬戸市精神障害者医療費助成条例（平成 1 5 年瀬戸市条例第 1 6 号）</p>
4 条例改正に伴う影響、効果等	<p>(参考)</p> <p>母子・父子家庭等医療受給状況（令和 2 年度）</p> <p>(1) 受給者数 1, 7 6 1 人</p> <p>(2) 受給件数 2 2, 3 0 5 件</p> <p>(3) 支給額 6 9, 5 3 5 千円</p>

第 6 5 号議案	瀬戸市精神障害者医療費助成条例の一部改正について						
担当課・係名	国保年金課 医療福祉係						
1	<p>条例改正の理由</p> <p>瀬戸市子ども医療費助成条例の一部改正に当たり、同条例、瀬戸市心身障害者医療費助成条例及び瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例との整合性を図るため、条例中所需の事項を改正するもの</p>						
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>改正後の瀬戸市子ども医療費助成条例の条文に合わせ、精神障害者医療の受給資格者に係る規定を整理する。</p> <p>※受給資格者、手続等に変更は生じない。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所需の事項を改正し、施行期日を公布の日とする。</p>						
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>(1) 瀬戸市子ども医療費助成条例（昭和 4 8 年瀬戸市条例第 1 2 号）</p> <p>(2) 瀬戸市心身障害者医療費助成条例（昭和 4 8 年瀬戸市条例第 2 6 号）</p> <p>(3) 瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例（昭和 5 3 年瀬戸市条例第 3 2 号）</p>						
4	<p>条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>（参考）</p> <p>精神障害者医療受給状況（令和 2 年度）</p> <table> <tr> <td>(1) 受給者数</td> <td>1, 9 7 0 人</td> </tr> <tr> <td>(2) 受給件数</td> <td>3 9, 2 9 2 件</td> </tr> <tr> <td>(3) 支給額</td> <td>9 7, 4 9 8 千円</td> </tr> </table>	(1) 受給者数	1, 9 7 0 人	(2) 受給件数	3 9, 2 9 2 件	(3) 支給額	9 7, 4 9 8 千円
(1) 受給者数	1, 9 7 0 人						
(2) 受給件数	3 9, 2 9 2 件						
(3) 支給額	9 7, 4 9 8 千円						

第 6 6 号議案	瀬戸市文化ホール舞台照明設備改修工事請負契約の締結について
担当課・係名	文化課 文化係
1 議案提出の理由	瀬戸市文化ホール舞台照明設備改修工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるもの
2 議案の概要	<p>(1) 契約金額 1 6 9 , 1 4 7 , 0 0 0 円</p> <p>(2) 工事場所 瀬戸市西茨町 1 1 3 番地の 3</p> <p>(3) 工事概要</p> <p>ア 工事箇所 文化ホール舞台</p> <p>イ 工事内容 舞台照明設備（照明負荷設備及び移動照明器具）を取り替える工事一式</p> <p>(4) 工 期 本契約日の翌日から令和 4 年 3 月 1 0 日</p> <p>(5) 契約の相手方 名古屋市中川区万場五丁目 5 1 5 番地 株式会社ホクエー電工名古屋支店</p>
3 議案提出に係る根拠法令	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 5 2 年瀬戸市条例第 1 号）第 2 条

第67号議案	土地区画整理事業に伴う町の区域の設定について
担当課・係名	都市計画課 区画整理係
1 議案提出の理由	本市内に町の区域を設定するに当たり、議会の議決を求めるもの
2 議案の概要	<p>(1) 設定の理由 名古屋都市計画事業瀬戸塩草土地区画整理事業の施行により、公共用地及び宅地の境界の位置が変更されるため、新たに町界を整備後の道路、水路等によって定める必要があるもの。</p> <p>(2) 区域の設定 塩草町の一部を塩草が丘1丁目から塩草が丘4丁目までに設定する。</p> <p>(3) 設定の期日 名古屋都市計画事業瀬戸塩草土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日</p>
3 議案提出に係る根拠法令	地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項
4 議案提出に伴う影響、効果等	<p>(参考)</p> <p>名古屋都市計画事業瀬戸塩草土地区画整理事業の概要</p> <p>(1) 施行面積 43.4ヘクタール</p> <p>(2) 設立認可 平成14年8月6日</p> <p>(3) 事業費 7,470,000,000円</p> <p>(4) 計画戸数 約875戸 計画人口 約2,800人</p> <p>(5) 事業施行期間 令和7年3月31日まで</p>

第 6 8 号議案	市道路線の変更について
担当課・係名	維持管理課 管理係
1	議案の概要
	市道赤津 4 号線の起点及び終点を変更するもの
起点	変更前 赤津町 1 3 8 番 1 地先
	変更後 赤津町 1 3 8 番 1 1 地先
終点	変更前 赤津町 1 1 7 番 5 地先
	変更後 赤津町 1 1 7 番 1 地先

2 予算関係

第 6 9 号議案 令和 3 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 7 号）

第 7 0 号議案 令和 3 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 7 1 号議案 令和 3 年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

3 決算認定関係

認定第 1 号 令和 2 年度瀬戸市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第 2 号 令和 2 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 3 号 令和 2 年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4 号 令和 2 年度瀬戸市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5 号 令和 2 年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6 号 令和 2 年度瀬戸市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

認定第 7 号 令和 2 年度瀬戸市下水道事業会計決算の認定について

4 人事関係

同意第4号 瀬戸市教育委員会委員の任命について（教育部教育政策課）
瀬戸市教育委員会委員の任期満了（令和3年9月30日）に伴うもの

同意第5号 瀬戸市公平委員会委員の選任について（行政委員会事務局）
瀬戸市公平委員会委員の任期満了（令和3年9月29日）に伴うもの

5 報告関係

報告第10号 令和2年度瀬戸市健全化判断比率の報告について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、
実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を報告するもの

報告第11号 令和2年度瀬戸市公営企業会計資金不足比率の報告について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、
水道事業会計及び下水道事業会計の資金不足比率を報告するもの

報告第12号 令和2年度瀬戸市一般会計予算継続費の精算について
地方自治法施行令第145条第2項の規定により、議会に報告するもの

報告第13号 令和2年度瀬戸市水道事業会計継続費の精算について
地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、議会に報告するもの

報告第14号 専決処分の報告について
地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から市長の専決処分
事項として指定を受けた損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について、
同条第2項の規定により議会に報告するもの

	専決年月日	事故の概要	損害賠償の額及び 和解の内容
1	令和3年 5月31日	令和2年12月28日水南小学校敷 地内において、相手方が運転する普通 乗用自動車フェンスに接触し、当該 フェンスが損傷した物損事故	相手方は、瀬戸市 に対し、金122, 980円を支払う。
2	令和3年 6月24日	令和3年5月22日井戸金町地内に おいて、相手方普通乗用自動車市管 理道路を走行中、道路の陥没部分には まり、当該車両が損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方 に対し、金102, 850円を支払う。

報告第15号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から市長の専決処分事項として指定を受けた工事請負契約の変更の専決処分について、同条第2項の規定により議会に報告するもの

	専決年月日	工 事 名	契 約 金 額	
			変 更 前	変 更 後
1	令和3年 6月25日	幡中南菱野線外 1路線道路改良 工事	199,307,900円	202,998,400円

報告第16号 放棄した債権の報告について

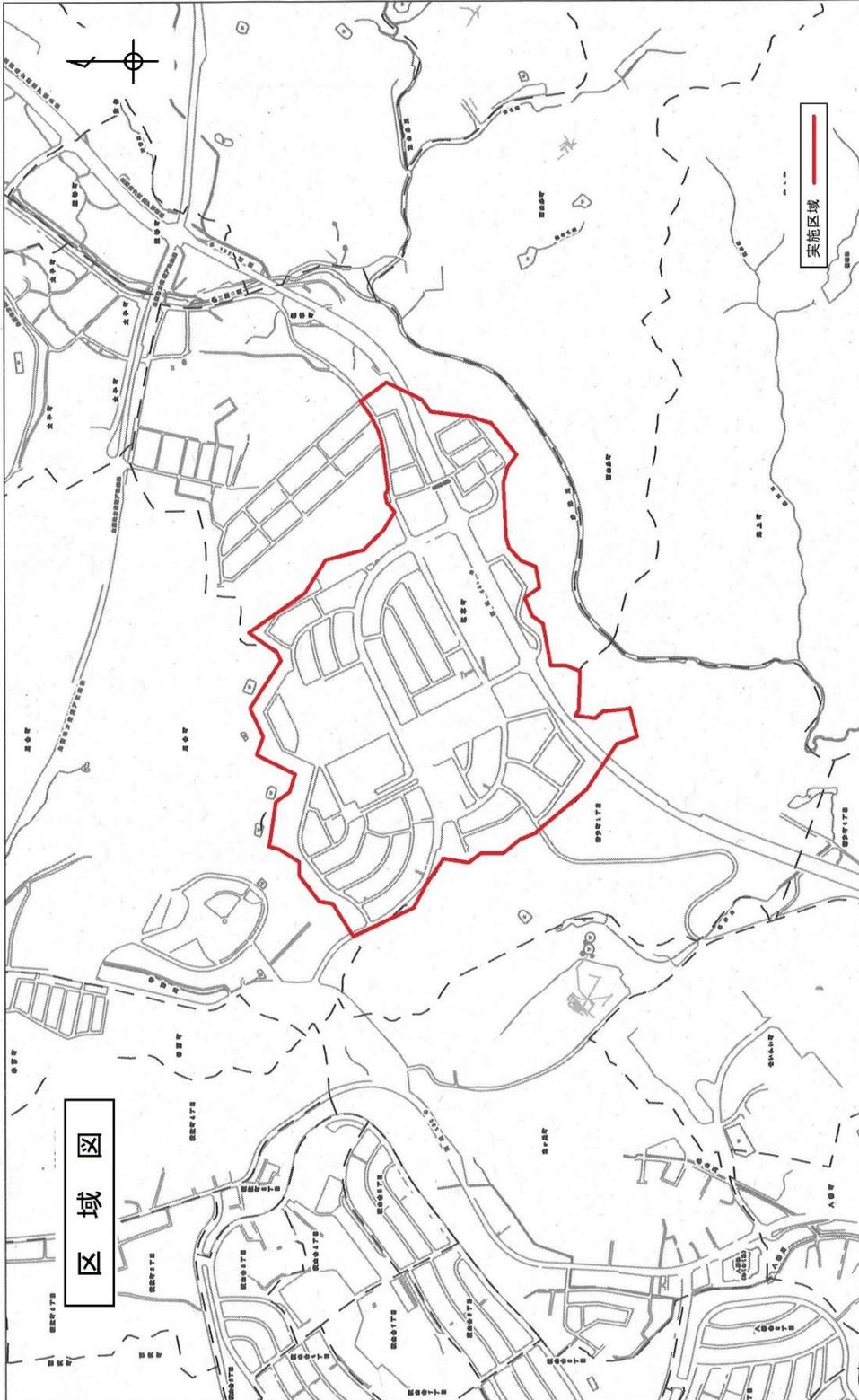
瀬戸市債権管理条例第17条第1項の規定に基づき、債権を放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの

- 1 放棄をした債権の名称
水道料金及び手数料
- 2 放棄をした債権の件数及び金額
件数 504件 金額 1,794,533円
- 3 債権を放棄した日
令和3年3月31日

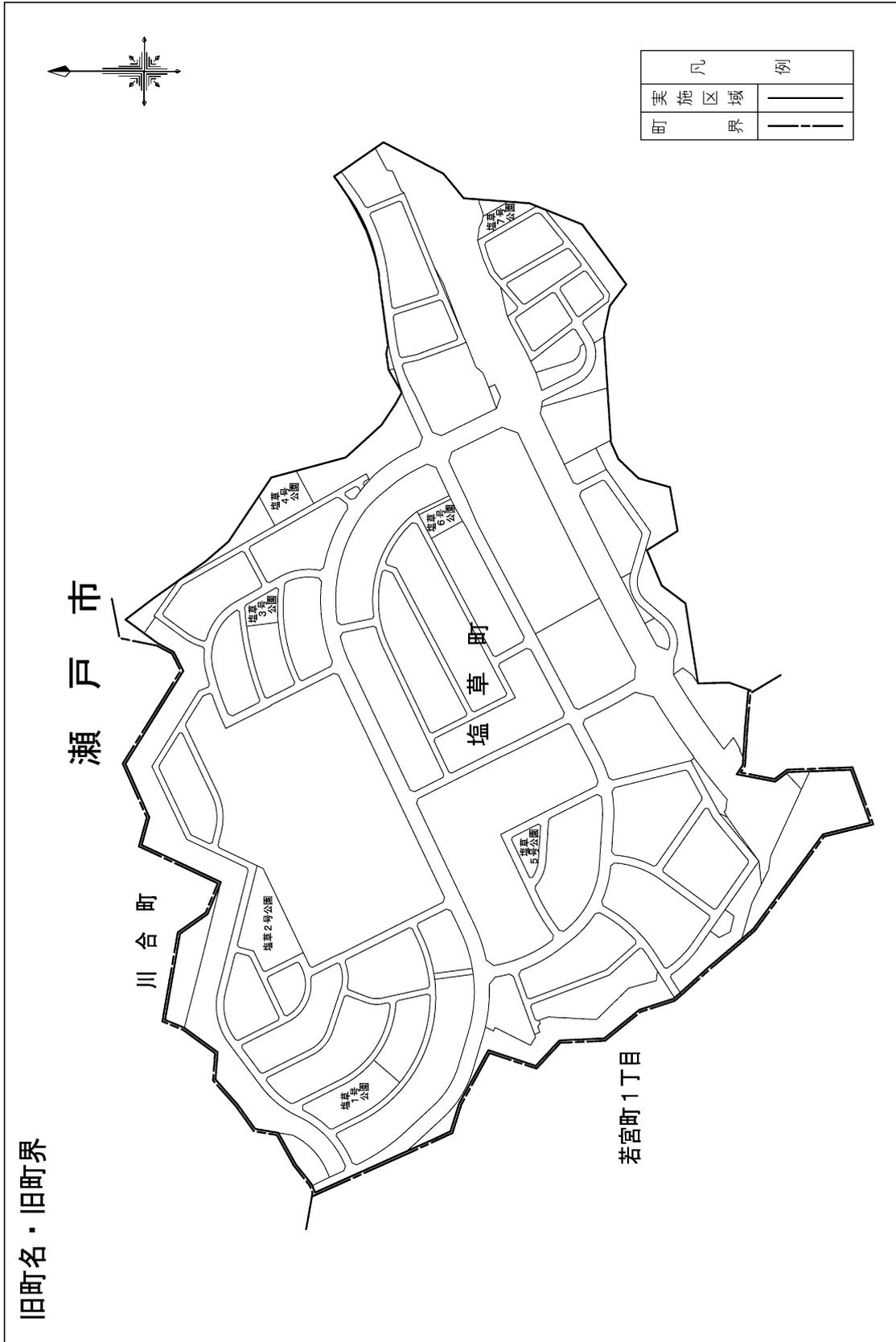
6 提出関係

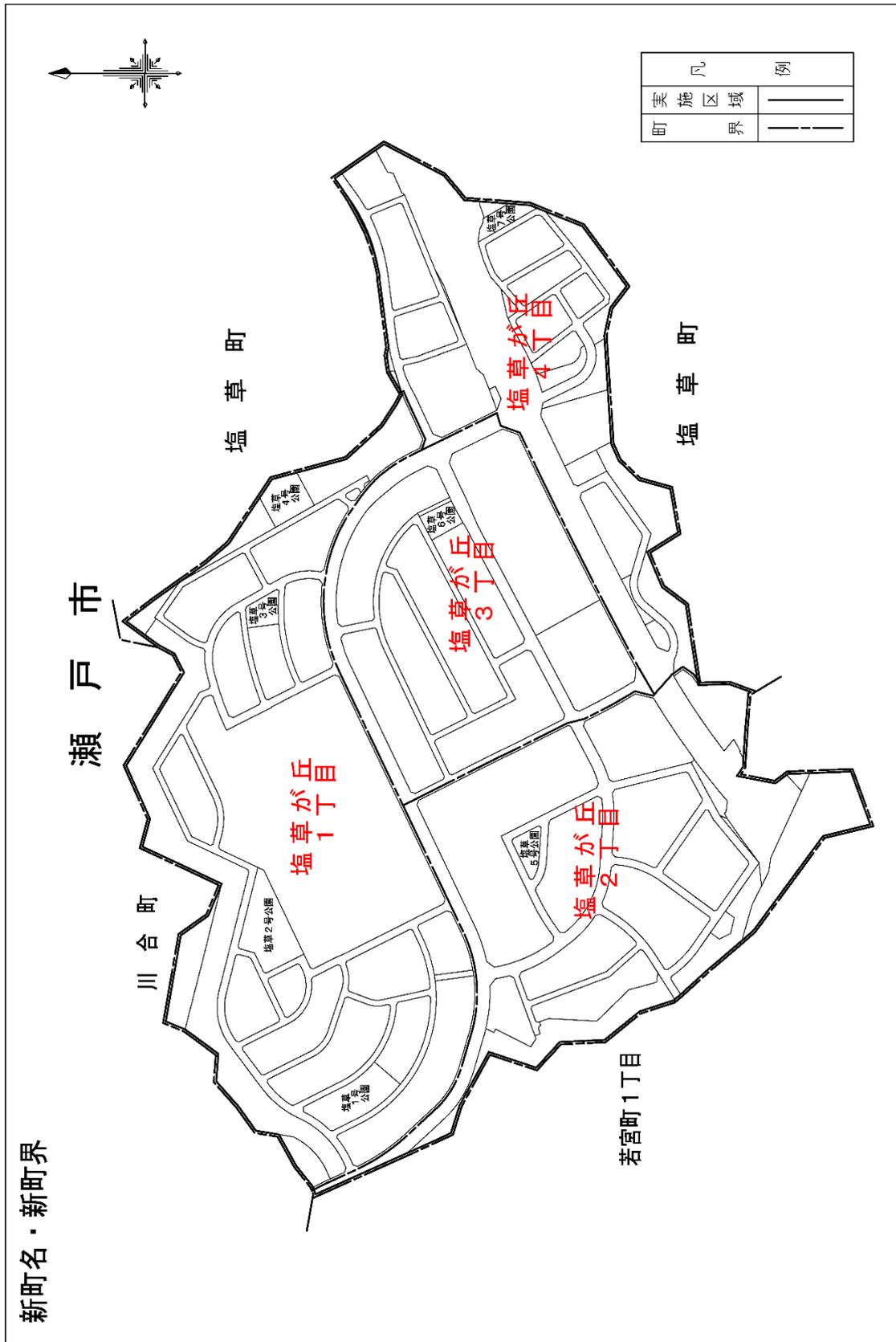
地方自治法第243条の3第2項の規定により、出資法人等について経営状況を説明する書類を提出するもの

- (1) 令和2年度瀬戸市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- (2) 令和2年度一般財団法人瀬戸市開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- (3) 令和2年度瀬戸まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
- (4) 令和2年度公益財団法人瀬戸市文化振興財団の経営状況を説明する書類の提出について

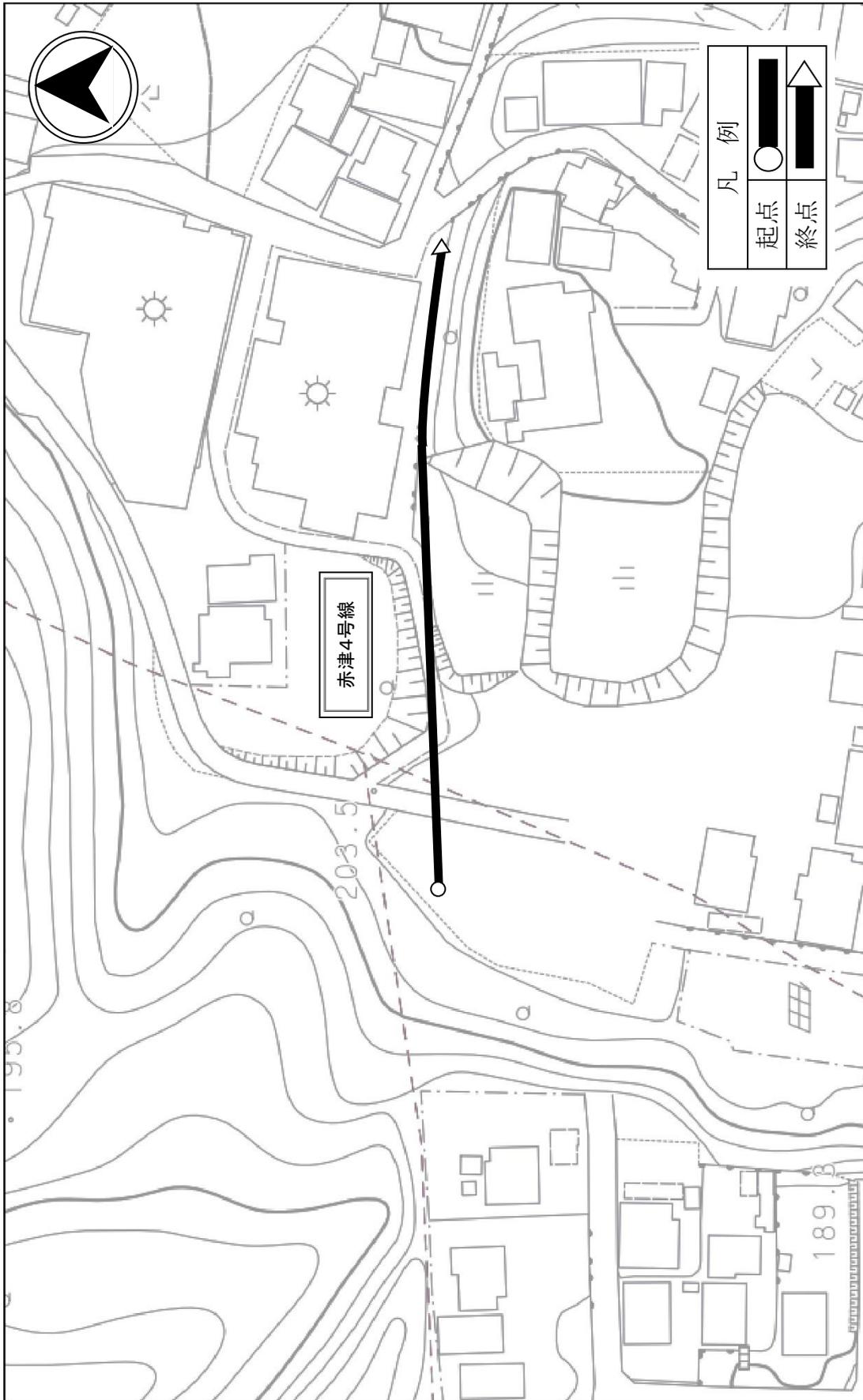


参考資料第67号議案

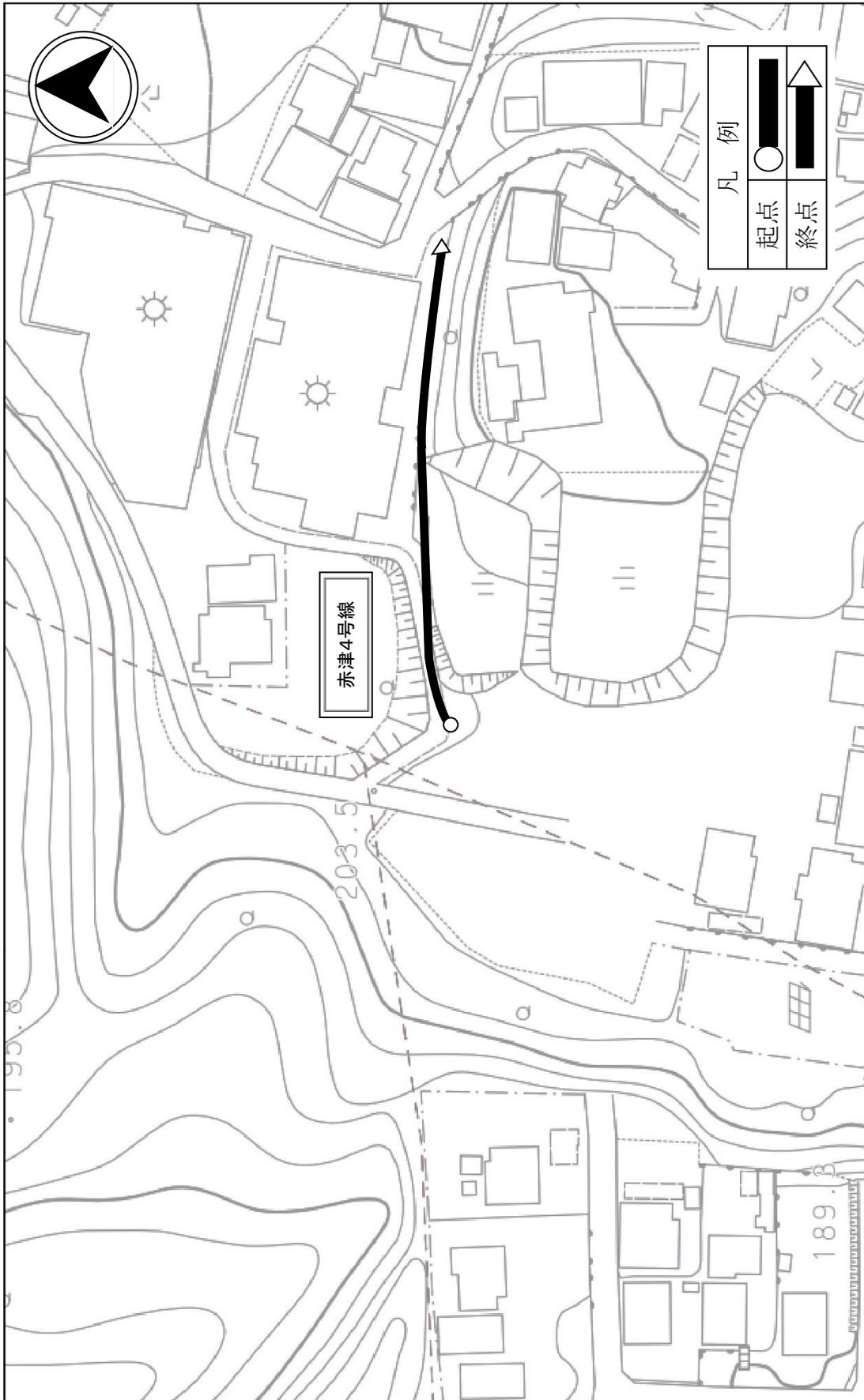




認定路線図（変更前）



認定路線図（変更後）



令和3年度 9月補正予算(案)概要

1 予算概要

(単位：千円)

	当 初 A	3月補正 B	3月補正 (専決) C	5月補正 D	6月補正 (初日) E	6月補正 F	6月補正 (追加) G	9月補正 H	H の 財 源 内 訳				補正後予算額 A+B+C+D+E+F+G+H	対前年同期比	
									国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源			
一 般 会 計	39,020,000	730,670	87,908	35,965	115,509	835,846	15,000	205,206	70	38,000	① 1,136	② 166,000	41,046,104	74.5%	
特 別 会 計	24,279,000							92,312					92,312	24,371,312	101.0%
国民健康保険事業	11,576,000							2,000					2,000	11,578,000	98.5%
介護保険事業	10,347,000							90,312					90,312	10,437,312	102.1%
企 業 会 計	7,768,219					64,139							7,832,358	91.9%	
水 道 事 業	3,597,434					7,523							3,604,957	85.5%	
下 水 道 事 業	4,170,785					56,616							4,227,401	98.2%	
合 計	71,067,219	730,670	87,908	35,965	115,509	899,985	15,000	297,518	70	38,000	1,136	258,312	73,249,774	83.5%	

①「その他」の説明
・繰入金 1,136

②「一般財源」の説明
・繰越金 166,000

2 一般会計

(1) 主な内容

(単位：千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
土 木 費	道路維持管理 (太子町地内法面補修設計業務委託・工事分)	38,000		38,000			太子町地内で崩落した法面の復旧を行い、道路の安全を確保するため、法面補修の設計及び工事を行うもの。
	路面下空洞対策	40,000				40,000	路面下の空洞による陥没事故を防ぎ、道路の安全を確保するため、路面下の空洞調査を行うもの。
教 育 費	キャリアスクールプロジェクト推進	70	70				愛知県教育委員会からの委託を受け、幡山西小学校においてキャリア教育の視点を取り入れた体験学習に取り組み、地域企業と連携したキャリア教育を推進するもの。

- (2) 繰越明許費
道路維持管理事業、中水野駅地区区画整理事業
- (3) 地方債の追加
道路維持管理

3 特別会計

- (1) 国民健康保険事業特別会計
保険料還付金の補正を行うもの。
- (2) 介護保険事業特別会計
令和2年度の国庫支出金等の精算による、返還金及び介護保険給付準備基金積立金の補正を行うもの。

令和2年度 会計別決算状況

(単位：円)

会計名		歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差引額	翌年度へ 繰り越すべき 財源	実質収支額
一般会計		57,973,511,795	54,993,834,295	2,979,677,500	966,924,690	2,012,752,810
特別 会計	国民健康保険 事業特別会計	11,513,757,459	11,001,294,022	512,463,437	0	512,463,437
	春雨墓苑事業 特別会計	30,037,928	30,037,928	0	0	0
	介護保険事業 特別会計	10,580,579,146	10,515,496,011	65,083,135	0	65,083,135
	後期高齢者医 療特別会計	2,089,245,560	2,078,962,270	10,283,290	0	10,283,290
企業 会計	水道事業会計 収益的収入 及び支出	3,103,083,387	2,617,553,134	—	—	—
	水道事業会計 資本的収入 及び支出	316,961,080	1,220,746,751	—	—	—
水道 事業 会計	下水道事業 会計 収益的収入 及び支出	2,642,276,173	2,556,201,897	—	—	—
	下水道事業 会計 資本的収入 及び支出	1,105,011,859	1,607,302,399	—	—	—

行政委員会委員名簿

令和3年7月1日現在

教育委員会委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
加藤 高明	H25. 10. 1	H29. 10. 1	R3. 9. 30
小澤 慎太郎	R2. 10. 1	R2. 10. 1	R6. 9. 30
竹川 典子	R2. 10. 1	R2. 10. 1	R6. 9. 30
中根 志保	H30. 10. 1	H30. 10. 1	R4. 9. 30
青山 貴彦	R1. 10. 1	R1. 10. 1	R5. 9. 30
田中 直美	R1. 10. 1	R1. 10. 1	R5. 9. 30

公平委員会委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
日比 剛	H22. 12. 15	H30. 12. 15	R4. 12. 14
小池 雄三	H27. 7. 6	R1. 7. 6	R5. 7. 5
中嶋 若菜	H29. 9. 30	H29. 9. 30	R3. 9. 29

固定資産評価審査委員会委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
加藤 繁紀	H14. 1. 22	R2. 1. 22	R5. 1. 21
鈴木 洋子	R1. 12. 21	R1. 12. 21	R4. 12. 20
竹本 弘司	R1. 10. 1	R1. 10. 1	R4. 9. 30
加藤 和守	H27. 4. 1	R3. 4. 1	R6. 3. 31
瀧本 友子	H29. 1. 20	R2. 1. 20	R5. 1. 19
伊藤 昌幸	H26. 7. 25	R1. 12. 21	R4. 12. 20

監査委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
鈴木 洋子	R3. 7. 1	R3. 7. 1	R7. 6. 30
伊藤 勝朗	H22. 10. 1	H30. 10. 1	R4. 9. 30
水野 良一	R3. 5. 10	R3. 5. 10	R5. 4. 30

行政委員会委員名簿

令和3年7月1日現在

選挙管理委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
上川 和子	H28. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23
佐野 嘉崇	R2. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23
戸田 千里	H28. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23
井上 順子	R2. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23

人権擁護委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
大橋 久美子	H10. 3. 1	H31. 4. 1	R4. 3. 31
野田 真澄	H17. 7. 1	R2. 10. 1	R5. 9. 30
伊藤 良三	H18. 10. 1	H30. 10. 1	R3. 9. 30
加藤 光昭	H29. 4. 1	R2. 4. 1	R5. 3. 31
畔柳 俊雄	H20. 4. 1	R2. 4. 1	R5. 3. 31
矢野 友子	H22. 4. 1	H31. 4. 1	R4. 3. 31
藤本 明伸	H22. 7. 1	R1. 10. 1	R4. 9. 30
今井 順子	H23. 7. 1	R2. 10. 1	R5. 9. 30
中島 富士子	H24. 10. 1	H30. 10. 1	R3. 9. 30
横江 俊次	H25. 4. 1	H31. 4. 1	R4. 3. 31
高島 恵子	H27. 10. 1	H30. 10. 1	R3. 9. 30

副市長（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
青山 一郎	H27. 6. 16	R1. 6. 16	R5. 6. 15

教育長（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
横山 彰	H31. 2. 20	R1. 10. 1	R4. 9. 30

行政委員会委員名簿

令和3年7月1日現在

農業委員会委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
伊藤 泉	R2. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
小澤 早由里	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
加藤 卓夫	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
高島 八十三	R2. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
加藤 安清	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
加藤 隆晴	R2. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
作石 正太郎	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
武田 晴光	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
藤井 義廣	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
松原 清	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
伊藤 憲昭	R2. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
横道 厚子	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく瀬戸市の健全化判断比率等の報告（概要）

1 令和2年度瀬戸市健全化判断比率の報告について（第10号）

	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準	内容
実質赤字比率	—	12.10%	20.00%	標準財政規模に対して、一般会計等の当該年度の赤字額が占める割合
連結実質赤字比率	—	17.10%	30.00%	標準財政規模に対して、瀬戸市の全会計の当該年度の赤字額が占める割合
実質公債費比率	2.3%	25.0%	35.0%	標準財政規模に対して、瀬戸市の全会計と一部事務組合が支出した公債費が占める割合
将来負担比率	20.7%	350.0%		標準財政規模に対して、瀬戸市の全会計と一部事務組合、土地開発公社等の負債が占める割合

2 令和2年度瀬戸市公営企業会計資金不足比率の報告について（第11号）

	公営企業会計	資金不足比率	経営健全化基準	内容
資金不足比率	水道事業会計	—	20.0%	公営企業ごとの事業規模に対して、資金不足額が占める割合
	下水道事業会計	—		

令和2年度瀬戸市水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画		実績		比較	
				年割額	左の財源内訳 負担金	支払義務発生額	左の財源内訳 負担金	年割額と支払 義務発生額の差	左の財源内訳 負担金
1	1	建設改良費		円	円	円	円	円	円
			元	0	0	0	0	0	
		上陣屋配水 場移転事業	2	280,000,000	280,000,000	148,027,000	148,027,000	△131,973,000	△131,973,000
			計	280,000,000	280,000,000	148,027,000	148,027,000	△131,973,000	△131,973,000